

甲賀市教育大綱

～未来を切り拓く人づくりをめざす～

令和3年(2021年)10月

甲賀市

はじめに

人口減少や少子高齢化、社会経済のグローバル化、急速な技術革新によるデジタル社会の到来など、目まぐるしく社会の状況が変化し続ける現代において、全ての人が生涯にわたって学び続け、生きがいを持てる社会を築くためには、家庭教育、学校教育、社会教育や文化・スポーツ等の振興など、教育の果たすべき役割はますます重要となっています。

第2次甲賀市総合計画では、まちや人の姿の未来像として「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」を掲げ、四季折々の豊かな自然に囲まれた中で、人と人がつながりながら、誰もが生きがいを持ち、安心してゆったりと暮らすことができる、そのようなまちづくりを理想としながら、様々な取り組みを進めております。

こうした中、新型コロナウイルス感染症による世界的危機により、これまでの社会経済システムや日常生活が大きく変わりました。外出の自粛が求められ、家の中で過ごす時間が増えていく中で、私たちは、これまで気付かなかった、新たな形での日常の暮らし方について考えさせられる事が多くなり、これまでのような物質的な豊かさから、個人の感性や違いも大切にされながら、多様な価値観が認められる『新しい豊かさ』の大切さに気付くこととなりました。

今回、教育大綱には、国際感覚に優れた、グローバルな視点で課題を解決できるような人材の育成に努めることを新たに加えたほか、制度の狭間で課題を抱えておられる方を一人も取り残さないよう、就学前教育の充実や特別支援教育の推進、外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくりの推進などにも重点的に取り組むこととしました。

甲賀市は、豊かな自然を多く残しながらも社会インフラが充実し、主要な都市部へもアクセスしやすく、多彩な文化・芸術、そして多くの産業がしっかりと受け継がれてきた、まさに『新しい豊かさ』を享受できる大変恵まれた環境にあります。今後、この恵まれた環境の中で、市民の皆様が日々の暮らしに幸せを感じ、心身ともに健康で豊かな人生を送っていただけるよう、皆様とともにオール甲賀で本市の教育施策を総合的に推進してまいります。

令和3年（2021年）10月

甲賀市長 岩 永 裕 貴

〈目次〉

| | |
|-------------------------------|-----|
| 1. 教育方針 | 3 |
| 2. 教育目標 | 4 |
| 教育目標1 ともに学び、ともに育ち、ともに生きる | |
| 教育目標2 豊かな心と健やかな体を育む | |
| 教育目標3 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる | |
| 3. 教育施策の柱 | 5～6 |

1. 教育方針

たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

本市には、中世から自治を重んじる「甲賀郡中惣*1」が芽生えるなど、地域どうしのつながりや人と人との絆を大切にする文化がいきづいています。

教育は、人づくりを通じてより良い未来をめざす実践であり、まちづくりの根幹を成すものであります。

そのためには甲賀市の伝統や文化を深く理解し、郷土愛にあふれ、地域に誇りをもちながら、広い視野で自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりに貢献することのできる心豊かな人を育てることが大切です。

さらに、時代は高度情報化・グローバル化の進展と技術革新が進んでいます。

このような時代の変化に対応しながらたくましく生き、広く社会で活躍できる人、地域にいながらにして世界に発信することができる人を育てることも重要です。

また、いじめ・不登校・ひきこもりなど青少年を取り巻く状況が依然として深刻な中、いのちの尊さを重んじ、生きる力を育む教育が必要です。

今後は、アフターコロナにおける新しい生活様式を教育にも取り入れながら、教育的ニーズに合わせたICTの活用を進め、本市総合計画の未来像である「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」を実現するため、「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」ことを教育方針とし、教育施策を総合的に推進していきます。

*1 郡中惣：戦国時代の自治連合組織。地域が結束して事にあたり、村の意思決定は合議制で定める民主的な体制。

2. 教育目標

教育方針に基づき、本市がめざす教育の姿を実現するために、次の3つの教育目標を掲げ、教育施策を推進していきます。

教育目標 1 ともに学び、ともに育ち、ともに生きる

就学前の乳幼児や小中学校の児童・生徒の誰もが安全に安心して学べる環境整備、いじめや不登校のない学校づくり、生涯にわたって「いつでも どこでも 学びたいときに学べる」環境づくりを進めます。

また、教職員の指導力と資質の向上を図るとともに、様々な課題を抱える子どもへの支援を充実し、主体的・協働的で深い学びをとおして、一人ひとりを確実に伸ばし、「確かな学力」と「生きる力」を育成します。

さらに、家庭、園、学校、地域及び企業の連携を強め、乳幼児期から高齢者に至るまで市民の交流の中で幅広い学びづくりに努めます。

教育目標 2 豊かな心と健やかな体を育む

道徳教育や人権教育、読書、様々な体験、優れた文化・芸術・芸能に触れる機会をとおして、自然や人を愛する思いやりのある豊かな心を育てるとともに、いのちを大切にし、お互いの人権を尊重する精神や態度を育成します。

また、誰もが気軽に文化やスポーツに親しめる環境を整え、健康で明るく生きがいのある充実した生活が送れるよう支援し、心身ともにたくましい人を育てます。

教育目標 3 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる

貴重な歴史遺産を引き継ぐとともに、日本遺産や国史跡に指定された文化財等の整備と活用を図ります。

そして、地域学を推進し、地域について深く学び、よく知ることによって郷土愛を育むとともに、まちの魅力を誇れる人を育てます。

また、グローバル社会で活躍していくために、キャリア教育やICT教育、英語教育の推進を図り、主体的に行動する力と発信できる力を身につけた人を育てます。

3. 教育施策の柱

3つの教育目標とその基本的方向を踏まえ、各教育分野で総合的かつ計画的に取り組む教育施策の柱を、次のとおり設定します。

子ども・子育て

- (1) 就学前教育の充実
 - ・保育教育課程に基づいた保育・教育の充実
 - ・学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進
 - ・安心安全な保育・教育環境の整備
- (2) 家庭教育の充実
 - ・家庭における教育力の充実
 - ・家庭教育支援事業の充実
- (3) 地域の子育て力の強化
 - ・育ちをつなぐ家庭・地域・園・小学校・各種団体・企業の連携・協力
 - ・地域の人々との交流と支援

学校教育・青少年の健全育成

- (1) 学校教育の充実
 - ・学ぶ力を高め、確かな学力の育成
 - ・豊かな心と感性を育む道德教育の推進
 - ・いじめ・不登校対策への取組強化
 - ・特別支援教育の推進
 - ・グローバル社会で活躍できる人材の育成・国際教育の充実
 - ・小中連携・一貫教育の推進
 - ・地域学の推進と特色ある学校づくり
- (2) 教育環境の充実
 - ・将来を見据えた適正な学校教育環境の整備
 - ・ICT機器の導入等教育設備の充実
 - ・安全・安心な学校給食の提供
 - ・教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進
 - ・教職員の働きやすい環境づくり
 - ・支援員、相談員、指導員などの充実
- (3) 青少年の健全育成
 - ・一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実

- ・非行等の未然防止活動の強化
- ・生きる力を育む体験活動の推進

生涯学習・文化・スポーツ

- (1) 生涯学習環境の充実
 - ・いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実
 - ・子どものときから本に親しむことができる環境づくり
- (2) 文化・芸術の振興
 - ・文化・芸術の振興のための人材育成、活動の場の充実、自主活動支援
 - ・文化・芸術の環境整備
- (3) スポーツの振興
 - ・だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり
 - ・スポーツ振興のための施設整備と指導者育成

歴史・文化財

- (1) 文化財調査と保護
 - ・文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承
- (2) 文化財等の活用
 - ・市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信

多文化共生

- ・外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくり
- ・学校や各種団体、企業、地域の連携による、日本語指導や進路支援の充実

人権教育・人権啓発

- ・いのちを大切にし、人間の尊厳を基本とする、人が輝く教育の推進
- ・あらゆる場における人権教育の推進と指導者の育成

安全教育・防災教育・保健衛生教育

- (1) 安全教育の充実
 - ・安全対策の啓発や安全指導の充実
- (2) 学校・園における防災教育の推進
 - ・災害に適切に対応できる能力の育成
- (3) 保健衛生教育の充実
 - ・新型コロナウイルス感染症等対策の徹底